

# 第1回野洲病院支援継続可能性\_評価委員会\_会議結果【要旨】

平成28年3月1日

地域戦略室

## 1. 開催概要

- (1) 日時場所：平成28年2月18日(木)13時25分～15時45分 市役所第2委員会室
- (2) 出席委員(敬称略)：今中雄一、及川清昭、原田未央子、田中正志
- (3) 欠席委員(敬称略)：なし
- (4) 出席職員：山仲市長、遠藤政策調整部長、大藤政策調整部次長(地域戦略室長)、駒井地域戦略室室長補佐、同\_川端主任、同\_上野主事補
- (5) 関係者(敬称略)：野洲病院/小川事務部長  
(敬称略)：調査実施者/病院システム(株)\_認定登録医業コンサルタント\_田中一夫、同\_飯塚敏樹

## 2 会議結果

### (1) 開会 委員長の選出

《質疑等》

※委員互選の規定により、今中雄一委員に全員一致で決定

### (2) 議事 野洲病院支援継続可能性調査の結果報告

《事務局説明》提出資料

《意見/質疑》

#### ➤ これまでの支援の概要について

**【委員】** 抵当権の設定について、市有地を取得した以降に新たに設定した事実はあるのか。

→〔事務局〕平成8年に社会福祉事業団からの借入金残を滋賀銀行に借り換えするときに、市有地を担保として提供をしている。これは民間への債務保証として、本来総務大臣の指定を要した件である旨県は回答している。

**【委員】** 手続き的に履踐しているかという点は司法もチェックしていると思うので、手続的に抜け落ちていたことは拙いと考える。

**【委員】** 根抵当権についても新たに設定しているのか。

→〔事務局〕平成3年に民地交換で新たに取得した市有地が1筆あったが、この時の抵当権設定と合わせて根抵当権も設定している。抵当権設定をする決裁は残っているのだが、根抵当権の設定は文書が確認できず、なぜ設定されているか分からない。

**【委員】** 市の職員が野洲病院に出向していた事実の有無及びある場合の人件費負担はどうだったのか。

→〔事務局〕平成14、15年の2年間、町の次長級職員が町の負担で、病院の企画部長として常勤で行っている。

【委員】 当時の病院の理事会には、市からどういう職員が出ているのか。

→〔事務局〕野洲町、中主町の両助役、野洲町の議員が4名委嘱されている。平成21年まで市の副市長、平成23年まで議員（の身分を持った者）が理事として経営参画していた。

---

➤ 医療機能・施設性能について

【委員】 老朽化と、耐震対策してももう厳しい現状が、調査結果から非常によく分かった。老朽化については報告のとおりだと認める。狭隘性についても、今日では全床面積70㎡/床が一般的であるので、今の野洲病院の約50㎡/床は時代から確かに掛け離れている。しかし医療法の一床当り6.4㎡の基準は満たしているということによいか。

→〔事務局〕それが満たせていない。経過措置で今の施設を改築するまで認められている状態である。現状の一床当り病室面積は5+㎡程度である。

【委員】 既存不適格ということで認められているということだが、今の時代の施設基準を考えるともう使えないということだと思う。縦しんば存続したとしても、アメニティーは確保できにくいということだと考える。また、駐車場合めて6,578㎡という敷地面積から考えると、外部空間の豊かさにも課題を見受ける。1人当たり病室面積も少ない上、建て詰まり感があるという状態は、アメニティーの上で非常に厳しいということがよく分かった。

→〔事務局〕新病院では周囲は市民広場と駅前広場であり、空間的には開放的な中での立地である。

【委員】 駐車場も分散して距離も離れており、通行安全性から考えても問題である。施設上かなり問題がある実態がよく分かった。

【委員】 医療機能に関して、医療者の方はよく頑張っているという感じだが、P13のレーダーチャートから患者安全性の確保と、感染制御という医療リスク管理上最も重要な項目の評点が低いことが気になる。この評点からすると報告書の文書記述の内容の方が優しく書かれすぎている感がある。環境が厳しい中、個々の医療者は頑張ってやっておられることが分かる一方で、組織全体の取り組みについては弱いという感じも受ける。それは改善活動の評点が低いという点からであり、新しい病院においては医療の安全管理を含めてマネジメントの体制をしっかりと考える必要があるということだと思う。

【委員】 大規模修繕の履歴については

→〔事務局〕P55の資料のとおり、東館・西館については平成11年に修繕しているが、それ以降大規模なものは行っていない。その結果が、今回見ていただいたような施設の老朽化の実態である。なお、当時の実績を基に修繕費の単価を見積もり、平成11年から数えて20年後に当たる平成31年に大規模修繕するという前提で試算をすると約14億になる。しかしこれには耐震工事費を含んでいない。

【委員】 14 億円掛けても狭いところは狭いままであるし、耐震化もできないということでは手詰まりになる。万が一耐震工事や修繕工事を行ったとしても、その間の医療機能は落ちる上、それを補うコストも要ることになる。

---

➤ 経営・運営状況について

【委員】 野洲病院の現在の平均在院日数等はどうなっているか。

→〔野洲病院〕全体で16日程度、一般病棟だと14日程度で、3年間程は横ばい。

【委員】 平成26年度は損益が回復したということで、その理由が滋賀医大から整形外科の先生が来られて大きく改善したということであるが、今後も大丈夫なのか。

→〔野洲病院〕現野洲病院は医師確保の約95%が滋賀医大からの派遣。整形外科に関しては平成22、23年度に常勤医が一旦引き上げられたが、26年度から1名、27年度から2名の常勤医が確保できて経営が改善した。28年度は2名の確保ができることが決定した。大学とのパイプ、新病院に対する期待感等で何とか医師を繋いでいる現状なので、決して楽観できた話ではない。

【委員】 整形外科で頑張っって伸びているが、外科・内科は下がっているし産婦人科も落ちている。病院全体としてこの収支が引き続き担保されるとは言い難いのではないか。

→〔野洲病院〕外科は平成26年度、医師が3名から2名に減った。産婦人科については26年度100症例程度に落ち込み、この部分が経営の痛手となったので分娩を廃止した。

【委員】 今は各先生に持ち堪えてもらっている様子だが、この古い病院のままだと医師の確保はさらに難しくなる可能性がある。中にいる人がいくら頑張っても体制として難しくなる可能性が十分ある。

---

➤ 総括部分について

【委員】 野洲市の中で総合病院は1つであり、それに対して補助を出していく目的自体は良いが、その金額の多さとか先の見通しの無さが問題である。今まで実施されてこなかった施設改修やボイラーの修繕など、日々の修繕のために多額の費用を要するが、それには市が損失補償しないと資金調達できない。病院機能の現状維持のために市が支援をすることに意味が見出せるのか、ということが論点となってくると考える。

【委員】 耐震ができない、狭隘性は残る中で14億円かけたところで将来的な効果があると言えるのか疑問。また報告書⑥中、同程度の黒字が維持できれば、という行があるが、整形外科が2人体制で頑張っておられるから確保できている収益であり、中心的な外科等が徐々に落ちていることを考えると、病院経営全体としては徐々にマイナス傾向で、今後の医師確保という観点でも脆弱な状況であると思われる。従って平成26年度の収益を前提に大丈夫だという評価をするのではなく、これを前提とすることはかなり厳しい、ということ付記しておくことが必要ではないか。

又、⑦中 14 億円以外にも、実際に修繕をやろうとすると、医療機能が落ちるため、それを補うコストもその後のメンテナンス費用も掛かってくる。

【委員】 総括の内容としては、⑥の返済可能であるという部分について、直近の平成 26 年度が黒字であったことを前提としているが、今の好況の継続は不確実性が大きい、という認識が必要ではないかと考える。新病院に展開していくという前提で先生も来ていただいているものと思われるし、その前提がなくなると一気に体制が崩れる可能性があるということだと思う。

【委員】 見通しがないまま漫然と補助金を出していると、後で振り返って評価したときに、なぜこれほどの補助が必要だったのか、ということになる可能性もある。

補助金は今と同じか更の水準で続くのに、状態は現状維持ということでは、補助効果の点で疑義が生じる可能性がある。

【委員】 提言書の大方針について今までいただいたご意見を踏まえると、法的、経済的、医療施設的な観点から見て、今までと同様の支援によって野洲病院を良い方向に展開させ得る見込みはないということだと思う。支援制度として、公金を投入するだけの効果があるかどうか、ということだと思える。

→〔調査実施者〕 実際調査で現場に入った者として感じたことを申し上げると、病院スタッフは皆地域医療に対する貢献の必要性や自分達に課せられたミッションをよく理解されていた。特に救急医療については市内で発生する救急患者の 4 分の 1 がこちらに搬送されており、これは大変高い割合で成人病センターへの搬送者数を上回っている。しかし、この施設ではそれらが今後維持できないという感じを強く受けた。

【委員】 勿論、今までの野洲病院の地域医療に対する貢献については、市でも評価されていると聞いており、その点は評価すべきところとして、踏まえた内容の提言とする必要があると考える。

【委員】 法的な部分については、違法か適法かという観点ではなく、妥当かどうかという表現の方がいいと考える。

→〔事務局〕 土地を担保にするという点については遵法性の視点で課題ありと判断できる部分と考えるがどうか。

【委員】 その部分はできると考える。それ以外の部分については、政策選択の妥当性という言葉でまとめることが適当だと思う。

<以上>